

2017年07月12日

# 意見陳述書

原告ら訴訟代理人  
弁護士 山崎 博 幸

## <原告準備書面（４）の説明>

### 1、原告準備書面（４）のポイント

① この書面は「駆け付け警護」及び「武器等防護」に関する主張です。すなわち2016年3月29日に新安保法が施行されましたが、最初に新安保法に基く命令が下ったのが南スーダンにおける「駆け付け警護」であり、その次が「武器等防護」つまり海上自衛隊の自衛艦による米艦防護でした。

② この2つのケースは、新安保法が実際に自衛隊をどのように動かしていくのか、またどのような危険をもたらすものであるか、という点をストレートに明らかにしたものです。要するに新安保法の危険性が具体的現実的に露わになったということであり、新安保法を廃止しない限り自衛隊の武力行使の現実的な危険性が一層大きくなることを示したものです。以下、簡単に重点のみを述べます。

### 2、南スーダン「駆け付け警護」

① 2016年7月、首都ジュバで大規模な戦闘が行われました。日本政府はこれを「武力衝突」にすぎないと軽視し、11月15日陸上自衛隊に「駆け付け警護」の新任務を付与しました。

② その後、この新任務付与について重大な情報の隠蔽及び情報操作が明らかになりました。第

1は、とりわけ昨年7月11日の戦闘は、衝突といった生やさしいものではなく、自衛隊宿営地を挟んでロケット弾が飛び交う激しい戦闘であったこと、第2に、現地の自衛隊の「日々報告」（日報）を防衛省が握りつぶし、当初は「廃棄」と回答したが、後に保存されていたことが判明。さらに陸上自衛隊内部ではデータを消去するよう指示が出されていたこと、などが明るみに出たことです。

③ 撤退決定後に放映されたNHKテレビを見ると、現地の自衛隊員に死傷者が出なかったことは奇跡的であり、また国民が全く知らないうちに戦闘に巻き込まれる現実的な危険性があったことが明らかとなりました。

### 3、米艦防護

① 本年5月に行われた海上自衛隊の護衛艦による米海軍補給艦の警護の経過は本準備書面45～49頁に記載しています。これによれば、北朝鮮の弾道ミサイル発射と米韓または日米の共同演習、共同訓練が交互に行われていることが明らかです。つまり、アメリカと北朝鮮の軍事的な挑発と威嚇が繰り返し行われ、これに自衛隊が米軍側に加担している、という構図が明白となっています。

② 米艦防護はこうした極めて緊迫した米朝の軍事情勢の下で行われたものであり、米朝が軍事的衝突を起こした場合、たちまちにして日本が参戦していく危険性を現実のものとして知らしめたものです。

③ 「駆け付け警護」にしても「米艦防護」にしても、新安保法の下で今後さらにエスカレートしていくことが予想されます。いまここで新安保法の違憲性を裁判所が認め、そして新安保法の廃止への道を拓くこと、このことが裁判所の最大の責務であることを強く訴え、私の陳述といたします。